

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。） 25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年3月19日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分を違法又は不当であると主張しているものと解される。

ケースワーカーより、4月から70歳以上は5,000円削減と聞かされ納得できない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年6月27日	諮問
平成30年8月29日	審議（第24回第3部会）
平成30年9月28日	審議（第25回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。
- (2) 法25条2項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。
- (3) 保護基準別表第9・1・(1)によれば、東京都区部の級地区分は1級地－1であり、同表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第1類によれば、平成30年4月1日以降の東京都区部（1級地－1）における基準生活費（居宅）の月額（第1類の基準額②）は、年齢区分70歳以上で33,830円とされている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。同通知は地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務の処理基準）第10・1によれば、保護を継続して受ける者について、

基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができるとされ、4月1日に行う切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行うこととされている。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、平成30年3月31日までに、現に保護を受けている請求人の満年齢が70歳に達したことから、請求人に係る基準生活費の算定上の年齢区分を70歳以上と認定し、保護変更年月日を同年4月1日、変更理由を「世帯構成員に係る生活扶助の年齢別基準額の区分変更による基準改定」として、請求人に係る基準生活費（居宅）の月額（第1類の基準額②）を38,990円（年齢区分60歳～69歳に適用される額）から33,830円に変更する旨の本件処分を行った結果、生活扶助費（月額）が74,630円となったことが認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに従って適正になされており、違算も認められないことから、違法又は不当な点はない。

- 3 請求人は、上記（第3）の理由により、本件処分の違法性又は不当性を主張する。

しかし、上記2のとおり、本件処分は法令等の定めに基づき適正になされたものと認められることから、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることはできないというほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成